

理事長の報酬等及び費用に関する規程

一般社団法人リン循環産業振興機構

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人リン循環産業振興機構（以下「当法人」という。）における理事長の報酬等及び費用の取扱について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 報酬の支払い基準は次の通りとする。

理事長の報酬は、税込みで年間300万円以下とする。

(旅費)

第3条 旅費と宿泊費に関しては、国内に限り掛かった実費を支給する。

(変更)

第4条 この規程は、定款第23条の規定により、総会の決議で変更することができる。

附則

1 この規程は、2020年4月1日から施行する。